

広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

年金、金融商品、悪質商法、生活設計など、身近なテーマについて講師派遣【無料】を行っています。

- ※10名以上のグループでお申込みください。
- ※学校、公民館などへの講師派遣も可能です。
- ※講師は消費生活アドバイザーやCFP（ファイナンシャルプランナー）などです。内容によって講師の御希望を伺いますので、電話で御相談ください。

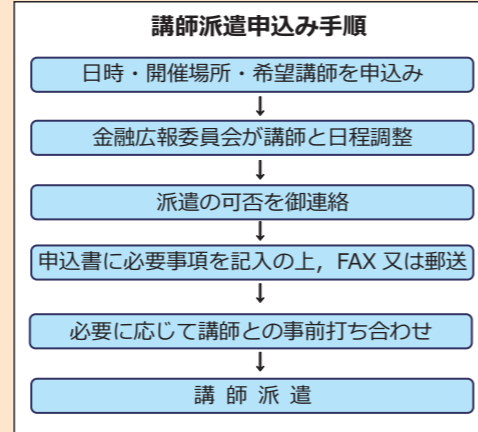
広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町 8-17 日本銀行広島支店内

電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関などからなる中立・公正な組織です。

【講師をつとめる金融広報アドバイザー（2022年3月現在）】



| アドバイザー名 | 得意分野 | アドバイザー名 | 得意分野 |
|-----------------|--|-----------------|---|
| なかがわ 中川 たかよし 隆喜 | ・会計および税務に関する基礎知識 ・小・中学生への会計講座 | いそぎき 磯崎 のりお 紀夫 | ・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識 |
| まつい 松井 ともなり 智成 | ・有価証券報告書の読み方 ・身近な税金について ・会計・経理の基礎知識 | くらはし 倉橋 たかひろ 孝博 | ・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度 ・資産運用の基礎知識 |
| にいたに 二井谷 ちとこ 素子 | ・税金に関する基礎知識 ・税金の計算のしくみ ・帳簿と税金について | まつおか 松岡 くにやす 邦泰 | ・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識 |
| おおくぼ 大久保 はやと 隼 | ・相続および相続税に関する基礎知識 ・相続で採めないための対策 | かわむら 川村 さわこ 佐和子 | ・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・賢い「子ども消費者」になろう！ |
| さとう 佐藤 けんじ 健次 | ・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療等生活プラン全般） ・老後の財産管理（成年後見制度の普及等） | みかみ 三上 きくみ 貴久美 | ・ライフプランとキャリアプラン（生活設計と働き方） ・リタイアメントプラン（年金・保険など） ・子どもへの金銭教育 |
| かじもと 梶本 りえ 利恵 | ・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識 | | |



高齢者を狙う消費者トラブルにご注意ください！

高齢者は3つの大きな不安「お金」「健康」「孤独」いわゆる3Kを持っているといわれています。悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、オンライン利用が増えたことに伴い、インターネット通販に関するトラブルも増加しています。高齢者に多い相談事例や悪質商法の手口などを知り、トラブルを未然に防ぎましょう。詳しくは中面⇒

消費者トラブルの相談がいつでもどこでも！



平日は仕事や学校で忙しい方でも、消費者トラブルの相談や自己解決ができるよう、広島県消費者啓発サイトをリニューアルしました！
サイト内の「よくある相談事例」、「メール相談」をご活用ください。



【よくある相談事例】



【メール相談】

『県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全で安心に暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現』をめざします。



広島県知事 湯崎英彦

消費者を取り巻く環境は、超高齢化社会の到来やデジタル化の進展などにより大きく変化をしています。また、新型コロナウイルスの影響により、在宅時間が増えたことに伴い、インターネット通販などのトラブルが増加し、内容も複雑・多様化する中、とりわけ、高齢者を狙った消費者被害は依然として後を絶たない状況にあります。

さらに、令和4年4月から18歳に成年年齢が引き下げられ、社会経験の少ない若者の消費者トラブルの増加も懸念されています。

こうした状況の変化に対応し、消費者被害を防ぎ、すべての県民が豊かな消費生活を送るためには、高齢者など配慮を要する方への支援はもとより、自ら考え自ら行動できる「自立した消費者」となることを促す取組が重要です。

このため、県では、令和2年度から令和6年度を実施期間とする「広島県消費者基本計画（第3次）」に基づき、「自立した消費者となるための消費者教育の推進」、「外国人や高齢者等の配慮を必要とする人への支援の強化」、「県・市町の消費生活相談窓口体制の見直し」の3点に重点的に取り組んでいます。

これからも、県民一人一人の安全・安心な暮らしの確保のため、市町や関係機関・団体の皆様と連携して、消費者行政の一層の推進を図って参ります。

あなたのまちの消費生活相談窓口

| 市 町 | 電話番号 | 相談日※ | 相談時間※ | 市 町 | 電話番号 | 相談日※ | 相談時間※ |
|------|--------------|---------------|-------------|----------------------------|-----------------|---------|-------------|
| 広島市 | 082-225-3300 | 火を除く毎日（祝日も対応） | 10：00～19：00 | 安芸高田市 | 0826-42-1143 | 火・木 | 9：30～16：30 |
| 呉市 | 0823-25-3218 | 月～金 | 8：30～16：30 | 江田島市 | 0823-43-1843 | 月～金 | 9：00～16：00 |
| 竹原市 | 0846-22-6965 | 月～金 | 10：00～16：00 | ※金曜日は9:00～15:00 | | | |
| 三原市 | 0848-67-6410 | 月～金 | 9：00～16：00 | 府中町 | 082-286-3128 | 月～金 | 9：00～16：00 |
| 尾道市 | 0848-37-4848 | 月～金 | 9：00～17：00 | 海田町 | 082-823-9219 | 月～金 | 9：30～16：30 |
| 福山市 | 084-928-1188 | 月～金 | 8：30～16：30 | 熊野町 | 082-820-5636 | 月～金 | 10：00～16：00 |
| 府中市 | 0847-43-7106 | 月・火・木・金 | 10：00～16：00 | 坂町 | 082-820-1535 | 木 | 9：00～16：00 |
| 三次市 | 0824-62-6222 | 月～金 | 9：00～16：00 | 安芸太田町 | 0826-28-1973 | 月～金 | 9：00～16：00 |
| 庄原市 | 0824-73-1228 | 月～金 | 9：00～16：00 | 北広島町 | 0826-72-5571 | 木 | 10：00～16：00 |
| 大竹市 | 0827-57-3236 | 火・金 | 9：00～16：00 | 大崎上島町 | 0846-65-3123 | 奇数月の第1金 | 10：00～15：00 |
| 東広島市 | 082-421-7189 | 月～金 | 9：00～17：00 | ※町の相談日以外の日は、竹原市の窓口で相談できます。 | | | |
| 廿日市市 | 0829-31-1841 | 月～金 | 9：00～16：00 | 世羅町 | 0847-22-1111(代) | 月～金 | 10：00～16：00 |
| | | | | 神石高原町 | 0847-89-3088 | 月～金 | 9：00～16：00 |

※祝日・年末年始（広島市は年末年始）は休みです。また、昼休憩があります。

【県の相談窓口】 広島県生活センター（環境県民局消費生活課）
〒730-8511 広島市中区基町 10-52 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/41/>
・消費生活相談 ☎082-223-6111 … 商品・サービスに関するトラブル、不当・架空請求など
・県民相談 ☎082-223-8811 … 行政関係、相続・離婚、近隣トラブル、交通事故問題など
受付時間：月～金（祝日、年末年始を除く） 9：00～17：00

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730

目次

| | |
|--------------------------|-------|
| 高齢者を狙う消費者トラブルにご注意ください！ | … 2～3 |
| 令和4年4月から成年年齢が引き下げられます | … 3 |
| 広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 | … 4 |
| 協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内） | |

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

高齢者を狙う消費者トラブルにご注意ください！

「消費生活支援センター」を名乗る架空請求ハガキの相談が急増！

事例紹介

「消費生活支援センター」を名乗るところからハガキが届いた。「料金の未払いのため、裁判所に訴状が提出されている。連絡をしない場合は、給与や不動産の差し押さえを強制的に行う。至急連絡するように」と書いてある。記載されていた電話番号へ電話をしてみたが、つながらず、内容に身に覚えがない。
(70歳代 女性)



トラブルに遭わないために

○公的機関等をかたったハガキや封書の架空請求にご注意ください！

「生活相談センター」や「消費者支援センター」といった公的機関を思わせるようなところから、訴訟関係のハガキや封書を受け取った、という相談が令和3年9月以降、特に、70歳以上の女性から多く寄せられています。「訴訟」や「差し押さえ」などの言葉を使って、不安をあおり、連絡をさせようとする悪質な手口に注意してください。

○慌てて連絡を取らないようにしましょう！

相手と連絡を取ったために、強引にお金を請求されたり、まだ知られていない個人情報を読み出されてしまう危険があります。また、一旦支払ったお金を取り戻すことは困難です。身に覚えがない請求には絶対に連絡をしないようにしましょう。訴訟関係の通知や、身に覚えのない料金の督促などの文書を受け取り、不安になった場合は、すぐに消費生活センターにご相談ください。

高齢者のトラブル防止には、周囲の方の見守りが大切です！

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、家族などの周囲の方が日頃から本人の様子を見守り、変化にいち早く気付くことが大切です。不審な電話や訪問を受けた際の対応方法などについて、日頃から家族で話し合っておきましょう。

高齢者のトラブルを防ぐために、次の見守りチェックリストをご活用ください。



高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りチェックリスト

○家の様子について

- 未開封の化粧品や健康食品の箱などが増えていないか
- 契約書などの不審な書類や名刺、心当たりのない請求書などがいないか
- カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか
- 屋根や外壁、電話機の周辺などに不審な工事の形跡はないか

○本人の様子について

- 定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- 生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか

「無料点検」のはずが高額請求？屋根工事の訪問販売のトラブル

事例紹介

突然、自宅に工業者が来て、「近所で屋根工事をしているが、お宅の屋根瓦がずれているのが見えた。無料で点検する」と言われた。必要ないと断ったが、粘られ、仕方なく了承した。はしごで屋根に上がり、暫くして降りてくると、「ひどい状態だ。今のうちに手を打った方が良い」と言い、100万円を超える工事を提案された。「考えさせてほしい」と言って、なんとか帰ってもらったが不審だ。
(60歳代 男性)



トラブルに遭わないために

○不安をあおって契約を急がせる事業者にご注意ください！

「このままでは雨漏りする」「すぐに工事が必要」などと、事業者が不安をあおって契約を急がせる場合は、注意が必要です。こうした勧誘を受けた際には、その場ですぐに契約せず、家族や身近な人に相談したり、複数の事業者から見積もりを取るなど、慎重に検討しましょう。

○訪問販売で契約した場合は、クーリング・オフができます！

訪問販売による契約は、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフができます。契約に不安を感じたり、解約時にトラブルになったりした場合には、消費生活センターにご相談ください。

令和4年4月から成年年齢が引き下げられます！

成年年齢引き下げにより、若者の消費者トラブルが増える？

令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これにより、令和4年4月1日に18歳、19歳に達している方は、その日から成人となります。

未成年者の場合、親の同意を得ないで結んだ契約は、未成年者取消権により、原則、取り消すことができますが、成人になるとそうした保護はありません。

また、社会経験の少ない若者を狙い打ちにする悪質な事業者もいるので、成年年齢の引き下げにより、若者の消費者トラブルがこれまで以上に、増加するのではないか懸念されています。



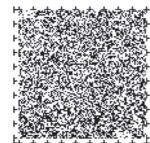
「お金」と「美」に関するトラブルに注意！

若者から多く寄せられる相談事例として、「副業サイト」や「仮想通貨への投資」といったお金に関するトラブルや、「高額な脱毛エステ」などの美容に関するトラブルなどが挙げられます。

成人になると、親の同意がなくても自分一人で契約できるようになりますが、契約の責任を負うのも自分自身になります。トラブルを防ぐためには、契約をする前によく考えて、安易な契約をしないようにすることが大切です。

困ったときには、すぐに消費生活センターに相談してください。

契約によっては、取消しや解約ができる場合があります。契約後でも疑問に思ったり、困ったりしたときは、一人で抱え込まず、すぐに消費生活センターにご相談ください。



契約や買い物で困ったときは、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。

